

農業所得を向上する取り組みを行う農業者の皆様を支援します。



石川町農業経営改善支援事業

1 事業内容について

継続的に農業経営を行うため、農業収入を10%以上増加させることを目的に、計画的に経営改善に取り組む農業者に対して、計画達成に必要な機械・施設等の導入支援を行います。

2 補助率について

- | | |
|---|--------------------------------|
| ① 通常 の 取組 の 場合 | <u>事業費(税込)の1/3以内(上限:100万円)</u> |
| ② 水稲からの転換又は水稲との複合経営として園芸品目(加工含む)を新規導入する場合 | <u>事業費(税込)の1/2以内(上限:150万円)</u> |

3 補助対象要件について

- (1) 農業収入を10%以上増加する計画であること。(前年[前回]に引き続き申請される場合は前年[前回]の計画に10%上乘せになります。3年連続で取り組む方は、令和4年度申請時の所得目標が80%以上達成しているか審査します。)
- (2) 機械・施設が目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものではないこと。
- (3) 機械・施設の導入は事業採択後であること。また、新品、新設であること。
- (4) 事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合ではないこと。

4 申請方法について

(1) 必要書類について

- ア 石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号) ※
- イ 農業所得向上計画(様式第1-2号) ※
- ウ 事業費の根拠となる書類(見積書3社、カタログ、施設の場合は設計図・立面図等)
- エ 前年度の確定申告書、青色申告決算書(収支内訳書)の写し
- オ 前年度の納税証明書

※ 石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号)及び農業所得向上計画(様式第1-2号)については、石川町HPからダウンロードするか後記お問い合わせ先へ資料請求を行うことで入手してください。

(2) 申請にあたっての留意事項について

- ・石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号)及び農業所得向上計画(様式第1-2号)の記入については、記入例を参考のうえ申請者御本人が記入してください。
- ・本事業はポイントによる採択制の事業のため、申請をしても事業採択とならない可能性があります。また、新規の申請を優先としますので、昨年に引き続き2・3回目申請は不採択の場合があります。

5 申請受付期間について

令和6年4月1日(月)から令和6年5月10日(金)まで

上記必要書類を整備のうえ、石川町農政課農政係まで御提出願います。

6 事業についてのQ&A

Q

補助対象要件(2)の「導入予定の機械・施設が目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものではないこと。」について、詳細を教えてください。

A

導入予定の施設・機械が、所得の向上に直接寄与するものではない場合(単に作業の利便性を高めるにとどまり、単価の向上や経営面積の規模拡大等につながらないもの)は、合理的な理由を説明できない場合補助の対象となりません。

また、軽トラック・PC等容易に農業用以外への転用が可能な機械についても、事業目的と合致しないため対象となりません。特に園芸品目新規導入の場合、専用の機械等に限られます。

Q

今回の事業は機械等を導入するにあたり、制約等がありますか。

A

当事業において導入する機械等は一経営体1台といたします。ただし、当該機械等の付属品は含むものとします。

Q

4申請方法(2)申請にあたっての留意事項についての中に、「本事業はポイントによる採択制の事業のため、申請をしても事業採択とならない可能性があります。」とありますが、ポイント制の配点について教えてください。

A

ポイント制の配点については、石川町HPに掲載されている「石川町農業経営改善事業実施要領」の別表でお示ししているとおりとなっております。

なお、提出された石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号)及び農業所得向上計画(様式第1-2号)については、石川町経営改善センターに諮り、「計画が達成可能なものであるか」「事業のモデル性はどうか」等の審査を行い、優れていると判断された計画から採択を行います。

Q

本事業の要件達成が難しいため、別事業による申請を考えています。石川町が実施する施設・機械導入の事業があれば教えてください。

A

本町の実施する農業のための施設整備及び機械導入事業については、令和4年度より本事業に一本化を行いました。そのため、石川町が実施する施設・機械導入の事業は本事業のみになりますので、令和6年度に施設・機械導入を行う方で町の補助事業を活用して導入することを希望する農業者の方につきましては、必ず申請受付期間内に申請をお願いします。

7 お問い合わせ先

石川町役場農政課農政係

石川町字長久保185-4

TEL: 0247-26-9126 FAX: 0247-26-0360

